

2004.2.20

中国の知的財産権問題への対応に関する要望書

第1プロジェクト

ミッション派遣後、工商行政管理局、質量技術監督局、公安及び税関の取り組みに若干の変化が見られる。

しかしながら、全体的に改善の進み具合が遅く、中国がWTO加盟国であることを考えた場合、諸外国の水準と比較すると決して十分とは言えない。例えば、処罰執行の適正、迅速と言う観点では事案毎に關係当局の判断基準が異なり、制度の透明性が担保されず、権利者にとっては事案解決の予見が困難な状況が依然継続している。当局の連携も、管轄・責任範囲を超えた領域では、行われがたい環境にあると思われる。さらに、ミッションを派遣した広東省及び浙江省すら地方保護主義による弊害があり、問題解決には更なる働きかけが必要である。

また、被害の深刻化が進む組織的な偽造団への対策、事件の巧妙化、商取引の国際化等に鑑み、管轄当局及び地方責任機関の連携、特に公安当局の積極的な活動が必要であり、中国政府による徹底した指導が要請される。

加えて知的財産権の適切な保護が図られるためには、中国政府として、知的財産侵害行為の規定改定や、侵害行為の差止め手続きの容易化、侵害事件の立証の容易化等について立法化を諸外国にならって進める必要がある。また、侵害行為が特定の地域で行われることを考慮すれば、そうした特定の地域に特化した法制化も効果があると思われる。

日本においても中国との関わりの中で発展していくためには、より一層の中国政府に対する知的財産権の保護強化を要請していくことが必要と考える。

以上より、日本国政府としても中国が国際的な競争社会で発展していくために、早期に紛争を解決する具体的手段を講じることを中国政府に対して強く働きかけていくことを要望する必要がある。

・中国政府に対応を求めたい事項

A. 知的財産権侵害に対する取締り・制裁措置等の強化

1. 知的財産権侵害に対する取締りの強化

(1) 適正かつ迅速な執行の確保

権利者が迅速に救済される体制を整えるよう、管轄当局及び地方責任機関への徹底した指導と、当該行政機関の法執行の適正化・迅速化を強く要請するとともに、(1)行政摘発の執行から処分決定までの所要期間制限化及び(2)行政機関の処分結果及び理由の通知義務の法規定化を要請する。

被害の深刻化がみられる組織的な偽造団への対策、製造業者より小売業者へ無印で製品を出荷し、小売業者で商標を貼り付け販売する等の事件の巧妙化、商取引の国際化等に鑑み、引続き、中国政府に対して、このような実態に対し権利者が迅速に救済される体制を整えるべく、管轄当局及び地方責任機関への徹底した指導を行うよう促すことを、強く要望する

(2) 行政による取締りの強化

管轄当局及び地方責任機関の自主的取締りを更に積極化・強化する施策を講ずるとともに、管轄当局及び地方責任機関への徹底した指導を要請する。

(3) 取締機関の連携強化による取締りの徹底

被害の深刻化がみられる組織的な偽造団への対策、事件の巧妙化、商取引の国際化等に鑑み、引続き、中国政府に対して、中央政府と地方政府、取締り機関間の連携等を強化することにより、効果的な被害事案の早期解決を促すよう、強く要請する。

(4) 地方保護主義の是正及び適正な執行の確保

地方保護主義の弊害が目立つ地域として挙げられた地域が事件多発地域であることに鑑み、中国政府に対してこのような実態に対し権利者が迅速に救済される体制を整えるべく、管轄当局及び地方責任機関への徹底した指導を行うよう、強く要望する。

(5) 広東省及び浙江省の取締り等に対する評価

本地域が事件多発地域であることに鑑み、改善が十分でない実態に対し権利者が迅速に救済される体制を整えるべく、管轄当局及び地方責任機関への徹底した指導を行うよう要請する。

(6) 原産地不当表示の取締り強化

商標権、原産地表示の保護を強化するとともに、違反者に対する過料のみでなく侵害品の製造、販売等の差止め処分を要請する。

2. 知的財産権侵害に対する制裁措置の強化

(1) 再犯に対する厳格な取締り

再犯に対する刑事訴追の積極的な実施を要請するとともに、特に、刑事事件の適用要

件の緩和・弾力運用、運用の積極化及び刑事罰の重課・強化を要請する。

(2) 押収品処分の適正化

依然として押収品の処分費用や倉庫費用の負担を権利者側に求められた事例があり、そのような運用は、知的所有権の権利行使にあたって、不必要な費用を要するものであってはならないとする TRIPs 協定第 41 条第 2 項、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は、…破棄するとする同第 46 条(行政上の手続に関する第 49 条、救済措置に関する第 59 条)の諸規定と相容れないものであることに鑑み、改善を要請する。

3. 公安による取締りの強化

(1) 公安による取締りの強化

被害の深刻化がみられる組織的な偽造団への対策、事件の巧妙化、商取引の国際化等に鑑み、引続き、公安による取締りの積極化を要請する。

被害者が相談しやすい環境整備、意識喚起を要請する。

(2) 公安と行政の連携

連携を強化することにより、効果的な被害事案の早期解決を要請する。

B. 模倣品・海賊版の中国国外流出に対する水際措置の強化

(1) 模倣品・海賊版の輸出取締り(税関)

今後より一層の取締りを強化すべく、通過量に応じた適正な人員配置や通知、差押え等の判断の基準化、権利者に対するタイムリーで迅速な侵害疑義商品に関する情報開示を促すよう、要請する。

(2) 担保供託(税関)

先ごろ公布の知的財産権海関保護条例の実施細則上での明確化を要請する。

(3) 真贋鑑定プロセス(税関)

より一層権利者の負担を軽減するよう要請するとともに、真贋鑑定プロセスにおいて権利者に危害が生じないよう配慮した運用を要請する。

(4) 関係機関との連携(税関)

効果的な被害事案の早期解決を促すよう管轄当局及び地方責任機関の連携強化を指導するとともに、適正な運用がなされるよう施策を講じるよう要請する。

(5) 差し押さえ(税関)

積極的な取締まりの継続を促すよう、要望する。

税関の職権での差押え及び処分内容の通知行為は、現行税関保護条例の規定にはない内容を運用で先行して取り込んでいる領域であり、TRIPs 協定第 58 条(職権による行為)及び TRIPs 協定第 57 条(点検及び情報に関する権利)との整合にも鑑み、税関保護条例における制度の設定を要請する。

税関から工商行政管理局等の他の機関に移管する場合の細則を整備するか、または類

似商標の使用についての案件で税関が押収・廃棄できる権限を認めるといった制度の整備を要請する。

C. トレードシークレットの保護強化

トレードシークレット保護に関して普及啓発を行ない、裁判手続きにおけるトレードシークレットの保護について法規定化(裁判記録の閲覧等制限規定等)を要請する。

D. 商標権の侵害および制度・運用上の問題に関する事項

(1) 商標保護に関する改善(工商行政管理局)

不合理な商標類否判断がなされないよう、工商行政管理局への徹底した指導と、当該工商行政管理局の法執行の適正化・迅速化を強く要請するとともに、商標権侵害がなされないための政策をさらに進めるよう、実務的には、審査基準を公開するよう、商標の異議申立期間を2ヶ月に延長するよう、要望する。

(2) 著名商標保護に関する改善(司法、行政)

外国登録商標に加えられる変更度合いの巧妙化、商取引の国際化等に鑑み、中国政府に対して、引き続き、著名商標保護の強化、運用基準明確化を強化するよう、要望する。

E. 特許・実用新案権の侵害および制度・運用上の問題に関する事項

(1) 審査遅延について

引き続き更なる審査遅延解消のための施策を要請する。

(2) 特定産業分野の審査期間の長期化について(平均的な審査期間より極端に審査期間が長い産業分野が存在する)

産業分野毎の審査期間を定期的に公開することと、全ての産業分野において審査遅延が解消するような施策を要望する。

(3) 早期審査制度について

実際に侵害が生じている出願や、自社製品に採用している発明の出願、対応外国出願がある場合など、特定の理由があつて出願人が他より早く審査に着手することを望む出願については他より早期に権利化が可能な早期審査制度の導入を要望する。

(4) 審査手続きについて

「引例なしでの拒絶理由通知」「実施例レベルまでの不当な限定要求」「不当な記載不備の指摘」「不必要と思われる図面提出要求」を行わないよう要望する。

F. 意匠権の侵害および制度・運用上の問題に関する事項

(1) デッドコピー

デッドコピー事例からデッドコピー規制のあるべき状況として以下を要望する。不正競争防止法に明確にデッドコピー規制を追加し、さらにデッドコピーの考え方や模倣の類型を明確に提示するよう要望する。

1) 他人の意匠をコピーすることは、他人の製品であると誤認・混同させて自己の製品を売ることであり、これが他人の努力の成果である名声、信用にただ乗りし、努力の成果を横取りする不正な競争であることを認識してもらう必要がある。

2) 包装の色味、色配置、図形・文字の形状・配置についても、その全体イメージとして、類似しており、そのイメージが周知で混同を生じるなら、現行の不正競争法でも保護を受けられるものと考えられるため、適切に法が執行されることを期待する。

3) 商品の全体形状が酷似しているものについては、明確な意思を持った模倣であり、意匠登録の有無にかかわらず、デッドコピーとして不正競争法で保護するよう法改正を強く要望する。

4) 商品の色味・色使い・特徴的な部分の形状など、形態が特徴的で、その特徴が周知で混同の生じているものについては、不正競争法の保護が受けられるべきであるが、現行法では、名称・包装などは例示されているが、商品の形態については表示性を認められていないようであるため、商品形態にも表示性を認めるべく法改正または運用を要望する。

5) 商品の主要な部分であり、商品の特徴である部分の形態だけの模倣についても、適切な保護が図られるべきであるため、部分意匠制度の導入や、部分形態にも不正競争の表示性を認めるべく法改正、運用を要望する。

6) 不正競争の適用にあたり、独自のブランド、会社名を表示してあるからといって、直ちに混同の発生を否定することのないような運用を要望する。(自分のブランド、会社名さえ表示すれば、模倣し放題では不正競争防止法は実効性を失う。)

G. 技術移転・ライセンス許認可に関する事項(技術移転関係)

(1) 実質的に存続している認可制度の撤廃

旧法に基づく認可手続が行われている事例が報告されているため、地方も含めて中国全土で、改正された技術輸出入管理条例に従った運用がなされるよう、管轄当局及び地方責任機関への指導を要請する。

また、開発委託契約に対する廃止された技術導入契約管理条例に基づく規制の適用の事例も報告されているが、旧法下でも本来の条例の範囲をこえた適用であり、この運用廃止の指導を要請する。

(2) 送金規制、営業税の撤廃、もしくは手続きの簡略化

送金規制、営業税の撤廃、もしくは運用手続きの簡略化を要望する。

(3) 秘密情報管理の行政指導、啓蒙

中国企業に対する秘密情報に保護に関しての行政指導、啓蒙の徹底を要望する。

H. 著作権に関する事項

(1) 制度の実効性について

海賊版ソフトウェア撲滅実施方案の実効性

「海賊版ソフトウェア撲滅実施方案」について、担当部局の実効性ある取組、施策の提示を要望するとともに、地方にも実効力が浸透するべく対応を要望する。

同方案で述べられているコンピューターソフトウェア登録制度整備の意義・目的や、制度上は無方式主義で保護を受けるために登録をする必要がないこととの整合性を明らかにすることを要望する。

コンピューターソフトウェア以外のコンテンツに係る著作権侵害の撲滅のためのガイドラインの策定を要望する。

著作権法の刑事罰の強化

著作権侵害に刑事罰が課される場合に、現行の刑法第217条(著作権侵害罪)及び第218条(権利侵害複製品販売罪)では違法所得金額による制限等が存在しており、これら刑事罰に処するための要件緩和を要請する。

中国著作権法第48条2項では、法定賠償額の上限が設定されているが、権利者による損害の立証が困難であることを「救済」するものならば、むしろ下限を設定するべきであり、それら(上限)の撤廃を要望する。

(2) 運用の改善について

商標権侵害(工商行政局)と著作権侵害(版權局)が共同で取締に当たるなど、版權局、工商行政管理局、公安部等他省庁にまたがるケースにおける連携状況の更なる強化を要望する。

商標権侵害に基づく行政手続と比較すると、著作権侵害に基づく行政手続は、実績もなく手続的にも敷居が高いので、手続きの簡素化を要望する。

版權局(著作権関連)による行政処罰を実施するにあたり、侵害者を特定する証拠、偽物製造工場を特定する証拠、被害規模等を明らかにする等の提出が求められることがあり、また、必要ないはずの著作権登録証も求められることもあるため、権利者の多大な負担となっている(TRIPS 41条第2項に抵触する可能性大)。この負担を軽減し、侵害者側に厳しく対応することをガイドライン化(必要に応じ法制化)することを要請する。

(3) 海賊版侵害相談(訴訟)窓口の設置

来年度以降、海賊版に対する取締・エンフォースメントを強化するため、ジェトロ海外事務所を

拡充し、海賊版対策専門員を配置することを検討しており、中国中央政府・地方政府との相互交流、情報提供等に係る協力を要請する。

当該海外事務所を活用し、著作権保護の重要性、海賊版侵害の実態認識のためのセミナー・シンポジウムを開催し、国民に啓蒙・教育することに対する情報提供、協力を要望するとともに、中国政府による著作権保護の重要性啓蒙・著作権教育の取組強化を要望する。

以上